

CONTENTS

- 企業法務コラム 知的財産に関する紛争の責任
- 顧問チャット活用事例 広告掲載についての契約書の確認
- グレイス・ニュース 所内イベントeスポーツ大会を開催しました

TOPICS  企業法務コラム

## 知的財産に関する紛争の責任

弁護士  
杉原 悠介



取引契約において、納入した目的物に関して、第三者と知的財産権に関する紛争が生じた場合には、納入業者が紛争解決の責任を負うといった規定はよく見られます。

中小企業庁から、このような知的財産に関する紛争の責任についての契約条項に関して、見直し等を要請したとの発表がなされました（中小企業庁2024年7月31日付「知的財産権に関する紛争の責任・負担を下請事業者に転嫁する行為への対応について」）。

具体的には、「下請事業者が納入する目的物について、第三者との間に知的財産権等に関する紛争が生じたときは、下請事業者の一切の責任と負担においてこれを処理解決し、親事業者及びその顧客に損害を及ぼさない。」といった契約

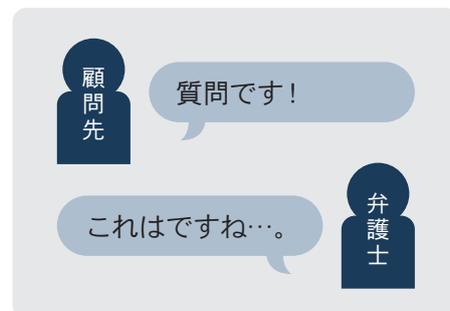
条項が改善要請の対象とされています。受注側中小企業に知的財産権の侵害責任がない場合（例えば、発注者が決定した仕様に基づき、委託を受けて製造を行っただけの場合）であっても、第三者との紛争解決責任が受注側中小企業に転嫁されるおそれがあることがその理由です。

中小企業庁から「知的財産取引に関するガイドライン」や「契約書ひな形」が公表されていますので、これらを活用して、適切な内容で契約を締結する必要があります。



## オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



### はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

#### アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



[https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre\\_register.php](https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php)

STEP

2

#### グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigy@grace-law.jp

STEP

3

#### グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

## 顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で  
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.  
56

## 広告掲載についての契約書の確認



相談者  
X社様

この度、弊社で広告掲載について契約を締結する予定です。同  
契約に関する契約書の確認をお願いいたします。

契約書について以下のとおり回答させていただきます。

- ① 広告を制作するにあたって先方が定める基準を遵守する必要があることにはご注意ください。また、先方が基準を改訂した場合、最新の基準に従う必要があることには注意が必要です。
- ② 広告を掲載する前に先方の事前審査を受ける必要があることもご認識ください。また、第2項で掲載中も先方が不適切と判断した場合には、貴社の負担で広告を修正する必要があります。掲載内容について先方の指示があった場合には、追加費用を頂くなどの規定があっても良いかと思いません。
- ③ 第三者との間の紛争については、基本的に貴社が責任を負うこととされています。例えば、先方の指示などにより紛争が生じた場合には、先方が責任を負うといった記載を追加することもご検討ください。
- ④ 先方のみ貴社に損害賠償請求できるような規定となっておりますが、双方が請求できるようにするのが望ましいです。法的には条項がなくとも可能ですが、損害について「合理的な弁護士費用も含む」と損害の範囲が広がっているため、前述のような修正をお勧めします。
- ⑤ 開示した情報を業務上の秘密として扱ってもらうためにはその旨明示する必要があることにはご注意ください。



回答した弁護士

弁護士  
戸田 晃輔

## 所内イベントeスポーツ大会を開催しました

7月に所内イベント「eスポーツ大会」を開催しました。東京、神戸、福岡、熊本、鹿児島をライブ配信でつなぎ、他拠点や他部署の所員同士でチームを組んで対戦しました。優勝者には代表から褒賞が授与され、大変盛り上がり、所員同士のコミュニケーション促進の良い機会となりました。また、今回のイベントを通して、上下関係や部署の垣根を超えてのチームワーク・団結力が強化されました。



顧問先企業様でも、社員同士のコミュニケーション活性化ツールとして、eスポーツの活用を検討してみてもはいかがでしょうか。

## 法務部アウトソーシング 「社外法務部」



詳細は  
こちら

法務に十分な人員を充てることができない中小企業の皆様に向けて、法務部が担うべき業務をサポートします。法務担当者を雇用して正社員の人件費を負担する代わりに、「社外法務部」をご活用ください。



全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル  
法律相談のご予約はこちら!



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00

※緊急案件については土日でもご対応  
できる場合があります

